

平成 14 年 6 月 21 日開催の第 60 期定時株主総会におきまして、下記議案が、原案どおり決議されました。

記

第 1 号議案 第 60 期利益処分案承認の件

下表に記載のとおり、当期の利益配当金につきましては、業績、事業環境等諸般の状況を総合的に勘案し、前期同様 1 株につき 10 円と決定いたしました。また、役員賞与金につきましては、取締役賞与金 5 百万円及び監査役賞与金 50 万円を決定いたしました。

利益処分(第 60 期)

(単位：円)

当 期 未 処 分 利 益	52,457,734
これを次のとおり処分致します。	
利 益 配 当 金	46,048,400
(1 株 に つ き 1 0 円)	
取 締 役 賞 与 金	5,000,000
監 査 役 賞 与 金	500,000
次 期 繰 越 利 益	909,334

第 2 号議案 定款一部変更の件

本議案は、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成 13 年法律第 79 号)「商法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 128 号)「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 149 号)の施行に伴う変更です。詳細につきましては省略いたします。

第 3 号議案 取締役 8 名選任の件

取締役に小野大介、橋爪 健、小野 孝、難波啓三、黒須孝之、斎藤忠昭の 6 名が再選され重任し、宇野泰光、勝間栄雄の両氏が新たに選任されました。

第 4 号議案 監査役 3 名選任の件

監査役に鎌田彰一、神谷 晋の両氏が再選され重任し、松本 進氏が新たに選任されました。なお、神谷 晋氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 18 条第 1 項に定める社外監査役です。

第 5 号議案 退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈の件

第 60 期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任する高橋 進及び濱田博晟の両氏並びに監査役を退任する野崎行光氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することに決定いたしました。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、また、退任監査役については監査役の協議に、一任されました。

第6号議案 自己株式取得の件

商法第210条の規定に基づき、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を行うため次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式50万株、取得価額の総額2億円を限度として取得することに決定いたしました。

第7号議案 取締役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役及び従業員の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的として、当社の取締役及び従業員に対し、当社普通株式23万株を総株数の上限として割り当てることに決定いたしました。

以上